

●香川県告示第56号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の所有者が家畜について検査を受けることを次のとおり命ずる。

令和7年3月21日

香川県知事 池 田 豊 人

1 実施の目的

ヨーネ病の発生予防のため

2 実施する区域

3の(1)から(4)までについては高松市円座町、香川町、鬼無町、塩江町、十川東町、十川西町、中山町及び三谷町、観音寺市高屋町、三豊市詫間町、仁尾町及び財田町並びに仲多度郡まんのう町大口、佐文及び追上

3の(5)から(9)までについては香川県全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
- (2) 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
- (3) 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- (4) (1)から(3)までの牛と同一施設内で飼育している牛
- (5) 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、家畜共進会等家畜を集合させる催物に出品しようとする雌牛
- (6) 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、家畜共進会等家畜を集合させる催物に出品しようとする雌牛
- (7) 発生地域から搾乳の用に供する目的で導入する雌牛
- (8) 発生地域から繁殖の用に供する目的で導入する雌牛
- (9) その他知事が検査を必要と認める牛

4 実施の期日

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 検査の方法

エライザ法による検査、リアルタイムPCR法による検査、ヨーニン検査及び臨床検査